

独立行政法人空港周辺整備機構会計規程（抄）

平成 15 年 10 月 1 日 規程第 10 号
最終改正 平成 31 年 4 月 18 日 規程第 1 号

第 9 章 契 約

（契約の方法）

第 43 条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、次項各号及び第 3 項各号に掲げる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

2 契約担当役は、次の各号に掲げる場合には、指名競争に付するものとする。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わるものが少数で、一般競争に付する必要がない場合。

(2) 一般競争に付することが不利と認められる場合。

3 契約担当役は、次の各号に掲げる場合には、随意契約によるものとする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合。

(2) 緊急の必要により競争に付することができない場合。

(3) 競争に付することが不利と認められる場合。

(4) 法人の行為を秘密にする必要がある場合。

4 契約担当役は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、随意契約によることができる。

(1) 契約に係る予定価格が少額である場合。

(2) その他実施細則（第 58 条に規定する実施細則をいう。）で定める場合。

（予定価格）

第 44 条 契約担当役は、前条の規定に基づいて契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。

2 予定価格は、契約に係る事項の価格の総額（機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額）について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務等について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（入札保証金）

第 45 条 契約担当役は、第 43 条第 1 項の規定により一般競争に付そうとするときは、一般競争に加わろうとする者をしてその者に見積契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められるときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、銀行の保証若しくは裏書のある小切手又は確実と認められる有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

(落札の方法)

第 46 条 契約担当役は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方法によって、契約の相手方を決定することとする。ただし、機構の支出の原因となる契約については、相手方の申込価格によっては適正な履行がなされないおそれがあるとき又は公正な取引秩序を著しく乱すこととなるおそれがあるときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の性質又は目的から、前項の規定により難い契約については、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申し込みをした者を落札者とする方法（「総合評価落札方式」という。）によって、契約の相手方を決定することができる。

(契約書)

第 47 条 契約担当役は、競争により契約の相手方を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額及び履行期限その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当役は、契約書を作成しなければ契約を締結しない旨を明示して競争に付し、又は随意契約によるものとする。

(契約の保証)

第 48 条 契約担当役は、契約を締結するときは、相手方をして契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 契約担当役は、前項の規定にかかわらず、その必要がないと認められるときは、契約保証金を免除することができる。

3 第 45 条第 2 項の規定は、第 1 項の契約保証金の納付について準用する。

(監督)

第 49 条 契約担当役は、工事又は製造その他についての請負契約を締結したときは、自ら又はその補助者として指定された者に命じて契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。ただし、特に必要があるときは、機構の職員以外の者に、監督を委託して行わせることができる。

(検査)

第 50 条 契約担当役は、前条に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又はその補助者として指定された者に命じてその受ける給付の完了の確認（第 33 条の規定に基づき、部分払をする場合における既済部分又は既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。ただし、特に必要があるときは、機構の職員以外の者に、検査を委託して行わせることができる。